

## 名古屋市告示第15号

### 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除及び形質変更時 要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定に基づき、令和2年名古屋市告示第746号及び令和6年名古屋市告示第64号により指定した要措置区域の一部を解除し、同法第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域に指定します。

令和8年1月21日

名古屋市長　　広　　沢　　一　　郎

- 1 要措置区域の指定を解除し形質変更時要届出区域に指定する区域  
名古屋市港区港明一丁目1015番1の一部及び1015番3の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
　　砒素及びその化合物
- 3 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置  
　　不溶化（原位置不溶化）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課